

告 示

埼玉県告示第五百八十号

埼玉県環境影響評価条例（平成六年埼玉県条例第六十一号）第二十三条第一項の規定により、大里広城市町村圏組合から（仮称）新深谷清掃センター整備事業の実施を他の者に引き継いだ旨の届出があったので、次のとおり公告する。

令和七年七月二十二日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 対象事業の名称

（仮称）新深谷清掃センター整備事業

二 引継年月日

令和七年四月一日

三 引継の理由

大里広城市町村圏組合が解散することに伴い、対象事業実施者が変更となったため

四 新たに対象事業の実施を引き継いだ者

イ 名称

深谷市

ロ 代表者

深谷市長 小島 進

ハ 所在地

埼玉県深谷市仲町十一番一号